

新旧対照表

【食品衛生法に係る食品等の通関の際ににおける取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 1055 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>食品衛生法に係る食品等の通関の際ににおける取扱い等について</p> <p>標記のことについては、「食品等輸入監視の協力方依頼について」（昭和 57 年 9 月 25 日環食第 203 号）の別添「食品衛生法に係る食品等の通関の際ににおける取扱要領」に従って処理することとし、昭和 57 年 10 月 1 日から実施されたい。</p>	<p>食品衛生法に係る食品等の通関の際ににおける取扱い等について</p> <p>標記のことについては、別紙「食品等輸入監視の協力方依頼について」（昭和 57 年 9 月 25 日環食第 203 号）に従つて処理することとし、下記の点に留意の上昭和 57 年 10 月 1 日から実施されたい。</p> <p>あって、この通達の制定に伴い「食品衛生法の取扱いについて」（昭和 32 年 9 月 4 日蔵税第 1495 号）「食品衛生法に基づく食品等の輸入の届出について」（昭和 38 年 7 月 26 日蔵関第 997 号）「輸入食品等の取扱いについて」（昭和 48 年 6 月 26 日蔵関第 932 号）及び「輸入食品等の取扱いについて」（昭和 49 年 9 月 5 日蔵関第 1174 号）は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 本通達の実施に当たつては、「食品等輸入監視の協力方依頼について」の別添「食品衛生法に係る食品等の通関の際ににおける取扱要領」の別記に記載されている検疫所との連絡体制を確立し、通関時のトラブルの回避に努めるものとする。</p> <p>2 食品等の輸入申告の審査に際し、食品衛生法に違反の疑いがあると認められる場合又は食品等であるか否かの判断等に疑惑が生じた場合には、食品衛生監視員に照会のうえ処理するものとする。</p>
別添 食品衛生法に係る食品等の通関の際ににおける取扱い要領 1 用語の定義 (1)～(4)（省略）	別紙 食品衛生法に係る食品等の通関の際ににおける取扱い要領 1 用語の定義 (1)～(4)（同左）

新旧対照表

【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 1055 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(5) おもちゃ：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。） 第 62 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する以下のものをいう。</p> <p>ア . 乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ イ . アクセサリーがん具（乳幼児がアクセサリーとして用いるがん具をいう。）うつし絵、起き上がり、おめん、折り紙、がらがら、知育がん具（口に接触する可能性があるものに限り、この号に掲げるものを除く。）つみき、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具、風船、ブロックがん具、ボール、ままごと用具 ウ . 上記イ . のおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ</p> <p>(6) ~ (11) （省略） 2 ~ 7 （省略）</p>	<p>(5) おもちゃ：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。） 第 62 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する以下のものをいう。</p> <p>ア . 紙、木、竹、ゴム、革、セルロイド、合成樹脂、金属又は陶器製のもので、乳幼児が口に接触することをその本質とするもの イ . ほおづき ウ . うつし絵、折り紙及びつみき エ . 次に掲げるおもちゃであって、ゴム、合成樹脂又は金属製のもの 起き上がり、おめん、がらがら、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具（ぜんまい式及び電動式のものを除く）風船、ブロックがん具、ボール及びままごと用具</p> <p>(6) ~ (11) （同左） 2 ~ 7 （同左）</p>